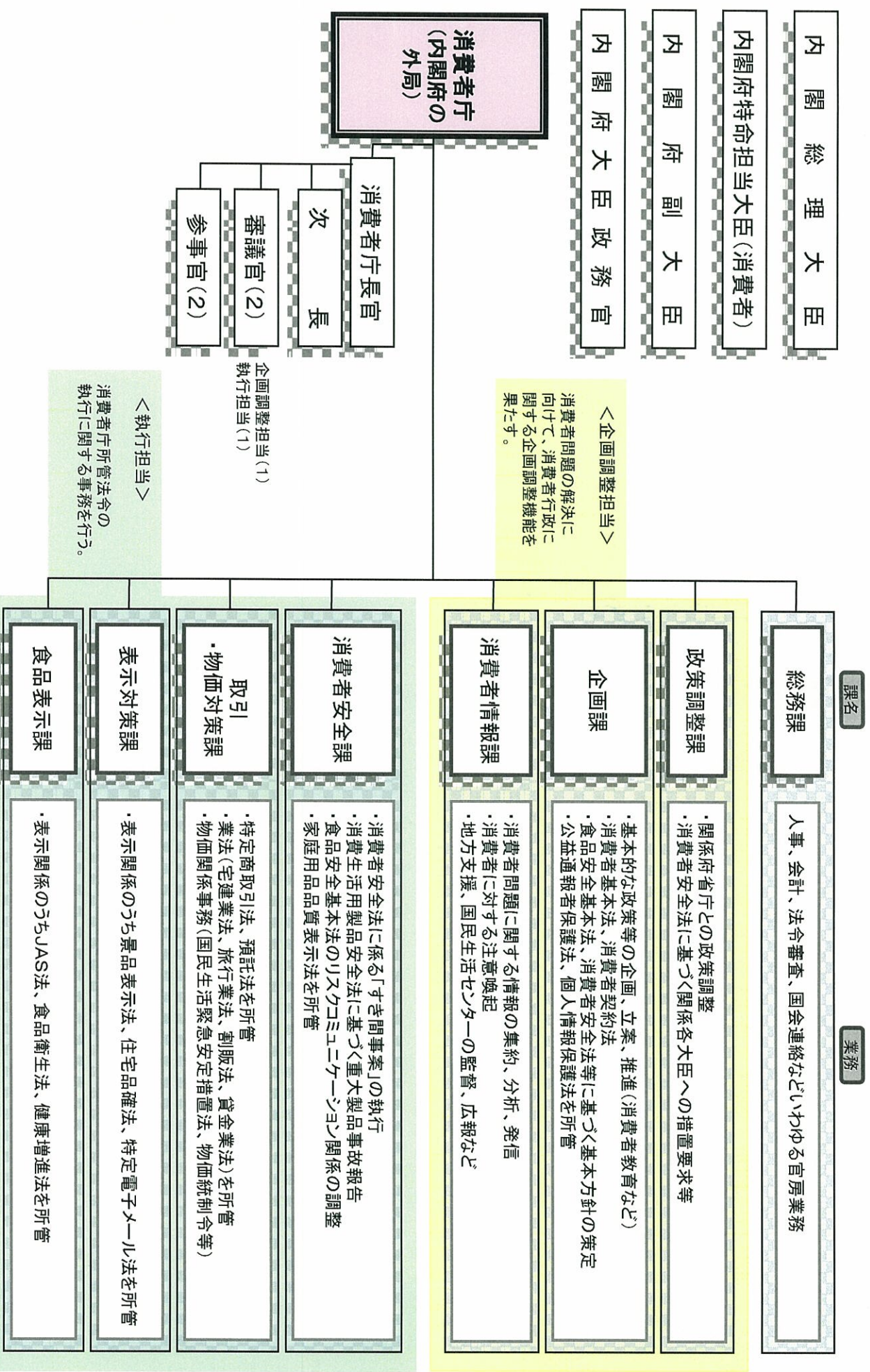


消費者庁の組織



課名

業務

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣(消費者)

内閣府副大臣

内閣府大臣政務官

消費者庁
(内閣府の外局)

消費者庁長官

次長

審議官(2)

参事官(2)

企画調整担当(1)
執行担当(1)

<執行担当>

消費者庁所管法令の
執行に関する事務を行う。

<企画調整担当>
消費者問題の解決に
向けて、消費者行政に
関する企画調整機能を
果たす。

総務課

人事、会計、法令審査、国会連絡などいわゆる官房業務

政策調整課

関係府省庁との政策調整
・消費者安全法に基づく関係各大臣への措置要求等

企画課

基本的な政策等の企画、立案、推進(消費者教育など)
・消費者基本法、消費者契約法
・食品安全基本法、消費者安全法等に基づく基本方針の策定
・公益通報者保護法、個人情報保護法を所管

消費者情報課

消費者問題に関する情報の集約、分析、発信
・消費者に対する注意喚起
・地方支援、国民生活センターの監督、広報など

消費者安全課

消費者安全法に係る「すき間事業」の執行
・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故報告
・食品安全基本法のリスクコミュニケーション関係の調整
・家庭用品品質表示法を所管

取引
・物価対策課

特定商取引法、預託法を所管
・業法(宅建業法、旅行業法、割賦法、貸金業法)を所管
・物価関係事務(国民生活緊急安定措置法、物価統制令等)

表示対策課

表示関係のうち景品表示法、住宅品確法、特定電子メール法を所管

食品表示課

表示関係のうちJAS法、食品衛生法、健康増進法を所管